360	刀（袋入り）	70.8	不明
361	刀（袋入り）	69.4	不明
362	刀	69.9	不明
363	刀（袋入り）	70.8	不明
364	刀（袋入り）	65.6	不明
365	短刀（木箱入り）	28.9	不明
366	刀	63.7	康継
367	やり	23.7	不明

以上押収場所財団法人日本美術刀剣保存協会

平成17年検第2883～2885号詐欺被告事件（平成21年領第4143号）　1．現金等19,928,698円

平成17年検第2883～2885号詐欺被告事件（平成17年庁外領第2895号）　1．鏨１個

平成26年検第10560号詐欺被告事件（平成26年庁外領第4432号）　1．腕時計１個

名古屋地方検察庁検察官

平成26年検第110291号出入国管理及び難民認定法違反被告事件（平成26年領第4041号）　1．外国紙幣８封。2．ビニール袋１枚

平成27年検第102078号覚せい剤取締法違反被疑事件（平成27年領第626号）　1．メモ帳１個。2．国際電話サービス振込取扱票１枚。3．覚せい剤39.105ｇ。4．ビニール袋２枚。5．携帯電話２台。6．現金90万円

津地方検察庁伊勢支部検察官

平成26年検第110102号建造物侵入、窃盗被告事件（平成27年領第12号）　1．カッターナイフ１本。2．本１冊。3．ハンドバッグ１個。4．壺９個。5．茶碗31個。6．花びん８本。7．急須５個。8．徳利６本。9．ワイングラス１個。10．ぐい飲み22個。11．能面１個。12．皿15枚。13．印鑑１本。14．置き物11個。15．なつめ３個。16．小判１枚。17．記念メダル２枚。18．煙管１本。19．サンゴ１個。20．許状３枚。21．袋１袋。22．木箱４箱。23．箱１箱。24．秤１個。25．火箸２組。26．ふくさ１枚。27．レコード盤20枚。28．ブラシ２本。29．菓子入れ１個。30．勲章１個。31．扇子５本。32．茶・１本。33．組紐１本。34．棒１束。35．酒器１個。36．仏具２個。37．釜１個。38．掛軸１本。39．漆器１枚。40．碁一式１式。41．盆１枚

平成27年検第100033号建造物侵入、住居侵入未遂、窃盗、窃盗未遂被疑事件（平成27年領第16号）

1．茶釜１個

福井地方検察庁武生支部検察官

平成26年検第10237号窃盗被告事件（平成27年領第６号）　1．ポータブル発電機１台。2．ケース２個。3．バッグ１個。4．インパクトドライバーセット１式

金沢地方検察庁検察官

平成25年検第101072号詐欺未遂被疑事件（平成27年領第60号）　1．携帯電話機７台

平成27年検第100259号窃盗、窃盗未遂被疑事件（平成27年領第75号）　1．化粧水３個。2．乳液３個。3．美容液３個。4．洗顔フオーム２個。5．ファンデーション９個

松江地方検察庁検察官

平成26年検第10687・10688号わいせつ電磁的記録記録媒体頒布被告事件（平成26年領第271号）　1．現金40,000円。2．現金250,000円。3．現金835,000円。4．現金145,000円。5．現金255,000円。6．現金100,000円。7．現金82,618円。8．現金200,000円。9．現金50,000円。10．現金1,066円。11．現金6,583円。12．現金5,306円

青森地方検察庁検察官

平成26年検第100618・100619号漁業法違反、水産資源保護法違反被告事件（平成27年領第40号）

1．小型船舶１隻。2．空気ボンベ18本。3．バックル１個。4．防水ライト２個。5．船舶検査証書１通。6．船舶検査手帳１通。7．小型船舶登録事項通知書１通。8．ウェイト１個。9．双眼鏡１個。10．軍手片手１枚。11．カギ１本。12．カマ１本。13．キルスイッチ付スタータキー２個

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第３８号

北海道室蘭市本町２丁目４番３号

債務者　坂本　光博

1　決定年月日時　平成27年３月31日午後３時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで

札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２７年（フ）第２６号

岩手県奥州市水沢区羽田町字下屋敷57番地３

債務者　高橋　光子

1　決定年月日時　平成27年３月31日午後３時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで

盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第８４号

盛岡市上米内字赤坂３番地51

債務者　佐藤　真美

1　決定年月日時　平成27年３月31日午後４時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで

盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第１０６号

岩手県紫波郡紫波町高水寺字欠上り14番地10

債務者　細川　杏愛

1　決定年月日時　平成27年３月31日午後１時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで

盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第５８号

愛知県一宮市多加木５丁目８番１号　グリーンハイツＫＯＴＯ105号

債務者　若生　留里（旧姓坂本）

1　決定年月日時　平成27年３月31日午後４時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで

名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第６５号

愛知県犬山市字東北野190番地１　11棟402

債務者　進藤　有一

1　決定年月日時　平成27年３月31日午後４時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで

名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第７５号

愛知県一宮市木曽川町玉ノ井字新屋敷一ノ切46番地３

債務者　岡崎　昭男

1　決定年月日時　平成27年３月31日午後４時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで

名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第７８号

愛知県一宮市大和町苅安賀字中西之杁68番地

債務者　野田　信廣

1　決定年月日時　平成27年３月31日午後４時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで

名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第７９号

愛知県一宮市大和町苅安賀字中西之杁68番地

債務者　野田惠美子

1　決定年月日時　平成27年３月31日午後４時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで

名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第８４号

愛知県犬山市大字前原字向屋敷95番地160

債務者　黒地　忠夫

1　決定年月日時　平成27年３月31日午後４時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで

名古屋地方裁判所一宮支部